

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
(小委員会) 第8条 (略) 2 (略) 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。			(小委員会) 第8条 (略) 2 (略) 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。			
別表			別表			
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項	
放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第3号の委員 1人</li> <li>同4号の委員</li> <li>放射線研究室長 3人</li> <li>各事業所の放射線取扱主任者 3人</li> <li>各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人</li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第3号の委員 1人</li> <li>同4号の委員</li> <li>放射線研究室長 2人</li> <li>遺伝子実験施設長 1人</li> <li>各事業所の放射線取扱主任者 3人</li> <li>各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人</li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (24 細則第 14 号)

この細則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。